

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（サブドレン他水処理施設既設ピット（No. 49）の復旧）に係る面談
2. 日時：令和元年11月7日（木）13時35分～14時40分
3. 場所：原子力規制庁 9階会議室
4. 出席者
原子力規制庁 原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
知見主任安全審査官、山中係員
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
プロジェクト計画部 担当2名

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社から、実施計画変更認可申請（サブドレン他水処理施設既設ピット（No. 49）の復旧）に関する令和元年10月7日の面談におけるコメント等について、資料に基づき以下の説明を受けた。
 - 実施計画に定めている従来仕様からは、配管ユニット部分のレイアウト及び材質を変更するとともに、配管ユニットの一部及び中継タンク側のポリエチレン管の口径を拡大する。
 - 現在の申請内容では、配管ユニットにSUS304材を新規に採用することとしていたが、その後の追加検討により、これまでに実績があり実施計画に定めているSUS316LTP材に戻すこととする。
 - 配管レイアウトの変更による耐震性評価については、定ピッチスパン法による計算を実施し、配管に発生する応力がJEAG4601における規定値以下であることを確認した。
 - 復旧直後の水質については、サブドレンピットの短時間運転をしながら確認する必要があるため、サンプリングによる分析結果が比較的短時間で得られる主要4核種（Cs-134、Cs-137、Sr-90及びH-3）を測定する。
- 原子力規制庁は、上記説明を受けた内容を確認するとともに、現在の申請内容から変更となる配管ユニットの材質等を反映した補正申請をすること等を求めた。

6. その他

資料：サブドレン他水処理施設No. 49ピット復旧に関する補足説明資料